

平和安全法制（主なポイント）

「平和安全法制」の関連法案は、新規立法（新法）の「国際平和支援法案」と、自衛隊法改正案など10本の法律の一部改正を1つにまとめた「平和安全法制整備法案」の2法案。

新法

国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

1. 自衛隊法
2. 国際平和協力法（PKO協力法）
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
3. 周辺事態安全確保法 → 重要影響事態安全確保法に変更
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
4. 船舶検査活動法
重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律
5. 事態対処法
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
6. 米軍行動関連措置法 → 米軍等行動関連措置法に変更
武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
7. 特定公共施設利用法
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
8. 海上輸送規制法
武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
9. 捕虜取扱い法
武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律
10. 国家安全保障会議設置法

1、法案の内容について

我が国の平和及び安全の確保

グレーゾーンから重要影響事態、存立危機事態、武力攻撃事態まで、自衛隊が事態の深刻度に応じた対処ができるように隙間（すきま）のない体制を構築。

武力攻撃事態に限られた自衛隊の武力行使を、我が国への直接の武力攻撃でない存立危機事態でも認めるため、他国防衛それ自体を目的としたものにならないよう「新3原則」を定めた。

国際社会の平和及び安全の確保

国連決議の下で活動中の外国軍隊に対し、自衛隊が後方支援することに関し、特措法で実施したこれまでの方式から、一般法の国際平和支援法によることとした。

国連PKO等における我が国の20年以上にわたる参加経験を踏まえ、保護を必要とするPKO関係者等を守るための駆け付け警護等の業務を拡充し、必要な武器使用権限を見直した。

2、法整備等の具体的内容

(1) 武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン）への対処

海上警備行動や治安出動の下令手続きを迅速化（閣議決定＝運用改善）

国籍不明の武装集団による離島等への不法上陸や、公海上での我が国の民間船舶に対する攻撃など、我が国に対する武力攻撃とは言えないまでも、警察や海上保安庁では手に余る侵害（グレーゾーン事態）が想定されます。

この場合、警察や海保を応援するため、自衛隊の治安出動・海上警備行動などが迅速に発令できるよう、電話による閣議決定を可能としました。これは、法改正でなく運用の改善で対応しました。

これらにより、我が国の主権を守り、国民の安全を確保する観点から、いかなる不法行為にも切れ目のない対応が可能となります。

米軍等の武器等の防護（自衛隊法）

普段から自衛隊と米軍等が連携して切れ目のない対応をすることは、我が国の安全の確保にとっても重要です。これまでも情報収集・警戒監視活動等を日米共同で行うことはありましたが、その際にお互いを守り合うようなことはできませんでした。今回の法整備で、我が国の防衛のために自衛隊と活動したり、共同訓練を行っている米軍等に武力攻撃に至らない侵害が発生した場合には、自衛隊と米軍等がお互いを守り合えるようになります。

これは、武器等を防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為であり、「武力の行使」を行うものではなく、集団的自衛権とも関係のないものです。

(2) 重要影響事態安全確保法（改正・周辺事態安全確保法）

内容は、そのまま放置すれば、我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれがある事態

など、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態（重要影響事態）に際し、米軍等への後方支援を行うものです。

周辺事態安全確保法改正によって同法の名称が「重要影響事態安全確保法」と変更されます。

これまでの周辺事態と重要影響事態との違いは何か？

現行の周辺事態法は、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態に際して活動する米軍への支援を定めるものであり、我が国の平和と安全にとって大切な法律です。ただし、これまでの周辺事態法では、支援対象は米国だけであり、その範囲も基本的に我が国周辺に限られていました。

一方、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発・拡散、国際テロの脅威といった安全保障環境の変化を踏まえれば、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態が発生する地域をあらかじめ特定することは、困難であると考えています。

周辺事態（※）は、元来、事態の性質に着目した概念であって地理的な概念ではありませんが、それをより明確にするため、改正法では対象とする事態を「我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態（重要影響事態）」とし、「我が国周辺の地域における」や「周辺事態」といった文言を用いないこととしました。

また、重要影響事態に対処し、我が国の平和と安全のために活動している国は米国に限られないことから、米軍以外の他国軍への支援も可能とします。

我が国の平和と安全に資する活動を行う米軍をはじめとする他国軍を支援する、いわゆる後方支援は、我が国自身が「武力の行使」を行うものではなく、集団的自衛権とも関係のないものです。

※現行の周辺事態法には、「我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（周辺事態）」と規定されている。

(3) 新法（国際平和支援法）

内容は、国際社会の平和と安全のために共同して対処する諸外国軍隊に、自衛隊が輸送や補給など後方支援を実施することです。

新法に基づき派遣される自衛隊は海外での武力行使も、外国軍隊の武力行使と一体化する活動もできません。また、自衛隊派遣には、①国連決議、②国会の例外なき事前承認、③自衛隊員の安全確保、が必要です。

事態が発生した後に特措法で対応するこれまでの方式から、今回、一般法（恒久法）の国際平和支援法によって対応するようにしました。

国際社会の平和と安全が脅かされ、国際社会が国連決議に基づいて一致団結して対応する時、我が国はその事態にどのように向き合うのか真剣に考えなければなりません。資金提供や物資協力等を含めて様々な貢献の方法がありますが、国際社会と共に汗を流すということも必要と考えられてきました。我が国は憲法第9条を遵守する観点から、他国と同じように「武力の行使」をすることができません。

しかし、我が国としても国際社会の一員としての責任を、憲法の範囲内で積極的に果たすことが重要です。国際社会が国連決議の下、一致団結して、紛争を未然に防止したり、その拡大を防止して早期に終結させるために努力している時に、我が国が協力し、国際社



会の平和と安全を確保することは、ひいては我が国の平和と安全にもつながるものです。これは、湾岸戦争後、四半世紀にわたって、政府が様々な経験を積んで検討を重ねた結論です。

今回、新法に基づいて、国連決議がある場合には、自衛隊は国際社会の平和と安全のために活動する各国の軍隊に対して支援を行うことができるようになります。

今まではテロ対策特措法やイラク人道復興支援特措法に基づき対応を実施してきましたが、対応が必要になってはじめて法律を作るよりも、あらかじめ定めておく方が、平素から情報収集や訓練等の準備を行うことが可能となり、また、活動内容・派遣規模といったニーズを確定するための現地調査や各国との調整を迅速に実施することが可能となるため、自衛隊を速やかに派遣して国際社会の一員として貢献することができると考えています。

これらの活動は、国際社会と共に平和のために汗を流すものです。我が国として「武力の行使」を行うものではなく、集団的自衛権とも関係のないものです。

(4) 国際平和協力法（PKO法）

内容は、国連PKO等において実施できる業務の拡大（いわゆる安全確保、駆け付け警護）、業務に必要な武器使用権限の見直しと国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保等の活動を実施できるようにしました。

PKO活動は、紛争や内戦で疲弊した国の人々が新しく国づくりを行う時の手助けをする活動です。自衛隊はカンボジアでのPKO参加以来20年以上にわたり、多くのPKOに参加し、国際社会から高く評価されてきました。国民の約9割の方が支持しています。

PKOは近年、任務が多様化し、国の行政・司法・立法システムの再建や紛争後の混乱から住民を保護するなどの活動を行うようになってきています。国際社会は我が国のより積極的なPKOへの協力を期待しており、今回の法整備ではこのような活動にも参加できるように、内容を拡充することとしています。

国連が統括しない人道復興支援など

近年では国連機関や地域機関の要請等によって行われる国際的な平和協力活動も増えてきています。これらは国連が統括しない活動ではありますが、紛争を防ぎ、助けを必要としている人に手を差し伸べるということでは同じです。今回の法整備では、我が国が国連PKOと同じ基準（参加5原則）を満たす活動に参加できるようにすることで、我が国が国際社会の一員としての責任を積極的に果たすことにつながると考えました。

国連が統括しない国際的な平和協力活動とは、例えば、インドネシア政府と武装組織「独立アチェ運動」との間の武力紛争の後、2005年に欧州連合の要請に基づいて16カ国が参加したアチェ監視ミッションが行われました。このミッションでは、武装勢力の武装解除の監視や人権状況の監視などがあります。

なぜ駆け付け警護を認める必要があるのか

駆け付け警護は、PKO活動に共に携わっている人々などが助けを求めた時などに、これまではできませんでしたが、近くにいる自衛隊がこれに応じることができるようにするものです。PKO活動は、政府関係者、NGO関係者など様々な人たちが協力して行うものです。武器を持たずに活動しているこれらの人たちが危機に瀕している時、各国のPK

○部隊が助けることは、PKO活動を共に実施していく上で必要なことです。
なお、この駆け付け警護は集団的自衛権とは関係のないものです。

任務遂行型の武器使用とは

任務遂行型の武器使用は、自衛隊がPKO活動において、安全確保のための活動、いわば「警察官」としての活動を行っている時に、必要な最小限度の武器の使用を認めるものです。

その目的は、国造りの途中でまだ犯罪などが多く発生する状況におかれた一般市民の人たちを、暴力から守るためのものです。この武器の使用は集団的自衛権とは関係のないものです。

安全確保のための活動において、武器使用を拡大すれば地元住民と敵対関係になり、自衛隊が攻撃目標になるのではないですか？

安全確保のための活動は「5原則」が満たされる場合に実施できるものですので、「5原則」にある「中立性」が担保されているため、どこかの勢力に偏った活動は行われません。

その上で、我が国が安全確保活動において行う武器使用は、あくまでも切迫する暴力から住民を保護することを目的として必要最小限度の範囲で行われるものであり、正当防衛・緊急避難以外の状況では、人に危害を与えることもできません。このため、自衛隊が地元住民等と敵対関係になり、攻撃目標になるようなことはありません。

○参加5原則（下線部追加）

- ① 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。
- ② 国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊への我が国の参加に同意していること。
- ③ 当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。
- ④ 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること。
- ⑤ 武器使用は要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本。受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務及びいわゆる駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型及び武器等防護を超える武器使用が可能。

(5) 船舶検査活動法

船舶検査活動とは、経済制裁を受けている国などに出入りする船の積み荷の中に輸出入が禁じられているものがないかを調べたりすることです。これは、国際社会による紛争の未然防止、拡大防止、早期終結のための努力の一環です。

これまでは、我が国の平和と安全に関わる状況でしか船舶検査活動ができませんでしたが、

近年、国際社会の平和と安全への脅威に対応するために、国際社会が一致団結して様々な船舶検査活動を行うようになってきています。このような活動において、我が国として

国際社会の一員としての責任を積極的に果たすため、新たに国際社会の平和と安全のため（国際平和支援法）の船舶検査活動を行えるようにしました。

〔6〕限定的な集団的自衛権の行使と存立危機事態

集団的自衛権とは、自分の国と深い関係にある他国への武力攻撃を、自分の国が直接攻撃されていなくても、実力で阻止することが正当化される権利です。我が国を取り巻く安全保障環境はますます厳しくなっています。国民の命と平和な暮らしを守るため、「新三要件」を満たす場合に、限定的な集団的自衛権を認めることとしたのです。

（注）「新三要件」とは、我が国が憲法第9条の下で自衛のための「武力の行使」ができる要件であり、

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

を言います。

この「新三要件」を満たす場合には、我が国に対する直接の武力攻撃が発生していない場合であっても、我が国を防衛するための自衛の措置として「武力の行使」が行えることとなります。この際、これまでと同様に、原則として事前の国会承認を得ることとしています。

〔集団的自衛権の行使が認められると、実際にはどのようなことが可能になるか？〕

例えば「武力攻撃を受けた国から退避する日本人を乗せたアメリカの艦船が、我が国の近隣で武力攻撃を受ける」というケースがあり得ます。輸送を目的とする艦船は外部からの攻撃に弱いことが通常です。しかし、今までの「自衛権発動の三要件」では、自衛隊がこの艦船を守ることはできませんでした。「新三要件」を満たす場合には、集団的自衛権の行使が可能となり、この艦船と乗っている日本人を自衛隊が守ることが可能になります。

〔自衛の措置は我が国の防衛のために限定。他国防衛は認められない。〕

憲法の下で許される「武力の行使」は、あくまでも我が国の防衛のためのやむを得ない自衛の措置に限られます。これが政府の憲法第9条の考え方です。

そのため今回も、他国防衛を目的とする集団的自衛権の行使一般ができるわけではありません。

「武力の行使」は、我が国への武力攻撃が発生した場合（武力攻撃事態）に発動できませんが、今回、自衛隊法改正などで限定的な集団的自衛権の行使が可能となりました。

限定的な集団的自衛権が行使できる事態である存立危機事態とは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」です。これは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままでは、すなわち、その状況の下、武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況を言います。

存立危機事態は、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになります。

「新三要件」は憲法上の明確かつ厳格な歯止めとなっており、これを過不足なく法案（自衛隊法、事態対処法）に盛り込んでいます。

(7) 在外邦人の保護措置（自衛隊法）

グローバル化した現在、多くの日本人が海外で活躍しており、テロなどの緊急事態に巻き込まれる可能性が増えてきました。海外にいる日本人を守ることも政府の重要な使命です。今回の法整備では、海外での緊急事態に際して、その日本人がいる国の同意を得た上で、今までの輸送のみならず、自衛隊を警護や救出を目的として派遣できるようになります。任務遂行型の武器使用も可能となります。

なお、この場合の武器の使用は「武力の行使」ではありません。

戦争放棄の平和憲法は日本だけ？

- 「日本の憲法は世界に誇る理想憲法」。憲法第九条の戦争放棄規定を設けているのは日本だけ？
- それは全く違います。
- 確かに今の憲法の第9条第1項には、「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれ(戦争)を放棄する」とあります。
- しかし、第二次世界大戦の敗戦国であるイタリアでも「国際紛争解決の手段としての戦争を放棄」(憲法第11条)を設けていますし、ドイツでも、基本法第26条で「侵略戦争の遂行を準備する行為は違憲である。このような行為は処罰されなければならない」と明文化されています。
- 戦争放棄は、1928年のパリ不戦条約(戦争の放棄に関する条約)に原点があり、「国家の政策の手段としての戦争を放棄する」と規定した不戦条約の父といべきアメリカの国務長官の فرانク・ビリングス・ケロッグも、「この条約は、外敵の侵略から自らを守るという自衛権に基づく戦争は容認して、そのための軍備も、必要と認められる限度において、それぞれの国家が保持すべきものである」と述べています。
- そして、この精神は、1931年のスペイン憲法、1935年のフィリピン憲法へと受け継がれました。
- 国連憲章第2条4項でも
- 「すべての加盟国は(中略)武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と規定しています。
- ですから、戦争放棄というのは、世界共有のものなのです。
- 同じような規定を持つ国は、他にフランス、ブラジル、韓国、カンボジアなどがあります。
- だから、「日本には、戦争放棄の素晴らしい理想憲法があるから、世界中がこれを手本にすれば、世の中は平和になる」との主張は、どうにも独善的な感じがしてなりません。

おわりに

- 「平和というのはただ平和、平和と口で言うだけは達成されないので、平和を破るような行為を阻止する手段を講じることが必要なのだ」

(小泉信三 元慶應義塾塾長)

- 「憲法に『平和』と書けば、『平和』になるのであれば憲法に『台風は日本にくるな』と書けばよい」

(田中美知太郎 哲学者)

・さらに勉強されたい方に！

『WILL 7月号』(「安保法制」一問一答35 田村重信、ワック)

『安倍政権と安保法制』(田村重信編著、内外出版)

『改正・日本国憲法』(田村重信著、講談社+a新書)